【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月17日提出
【計算期間】	第21期(自　2025年4月19日至　2026年4月20日)
【ファンド名】	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼ＣＥＯ　山本　圭志
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
【事務連絡者氏名】	足立　実和子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
【電話番号】	03-6203-0200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（日本を除く）		
	年２回	日本		
	年４回	北米	ファミリーファンド	あり（　　）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他（　　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（株式　一般））		アフリカ		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東） エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上

の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式　一般））)と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞
1. 単位型投信・追加型投信の区分
(1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
(4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

をいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

◇日本を除く世界先進各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

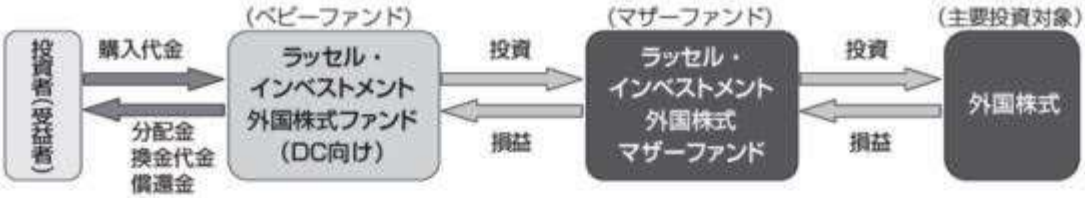

◇MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。

◇運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

●世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。

《イメージ図》

<運用スタイルについて>

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

グロース(成長)型　：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

バリュー(割安)型　：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

マーケット・オリエンテッド型：「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

●運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、当ファンドではマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例（イメージ図）

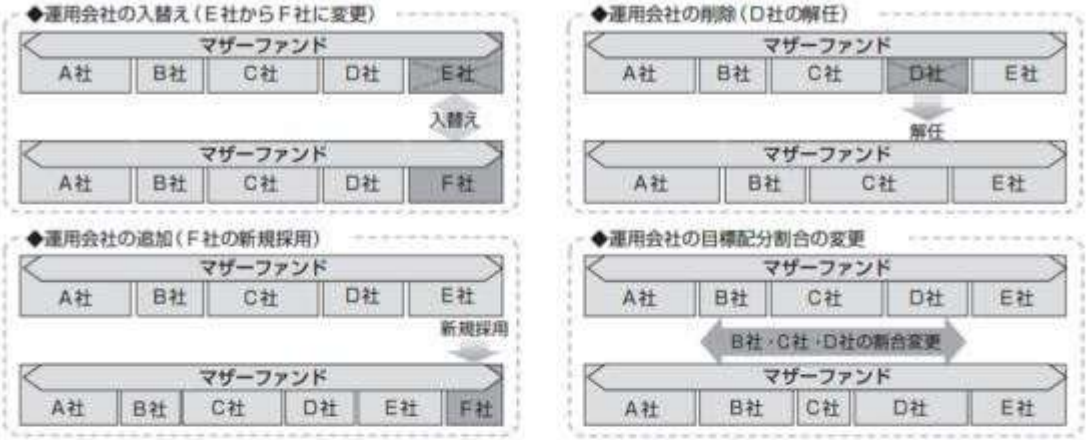

●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2026年7月17日現在の状況は以下のとおりです。

≪ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド≫

運用スタイル	運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）	目標配分割合
グロース（成長）型	バインストーン・アセット・マネジメント・インク（カナダ）（投資助言）(注1)	14.5%
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）（投資助言）(注1)	12.5%
バリュー（割安）型	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー（米国）（投資助言）(注1)	16.5%
	プジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー（米国）（投資助言）(注1)	16.5%
マーケット・オリエンテッド型	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー（米国）（投資助言）(注1)	18.0%
ポートフォリオ特性補強型(注2)	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（米国）	22.0%

（注1）各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（米国）」が運用の指図を行います。

（注2）ポートフォリオ特性補強型：採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター（バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など）の運用を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（米国）」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

■分配方針

年１回の決算時（毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。）に分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
＊将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

●株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
●投資信託証券への投資割合	投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
●外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

④　信託金限度額
・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2005年8月31日
・ファンドの信託契約締結、運用開始

2016年 7月16日
・ファンド名称変更
新名称：ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）
旧名称：ラッセル 外国株式マルチ・マネージャー・ファンド（確定拠出年金向け）
・マザーファンド名称変更
新名称：ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド
旧名称：ラッセル 外国株式マザーファンド

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

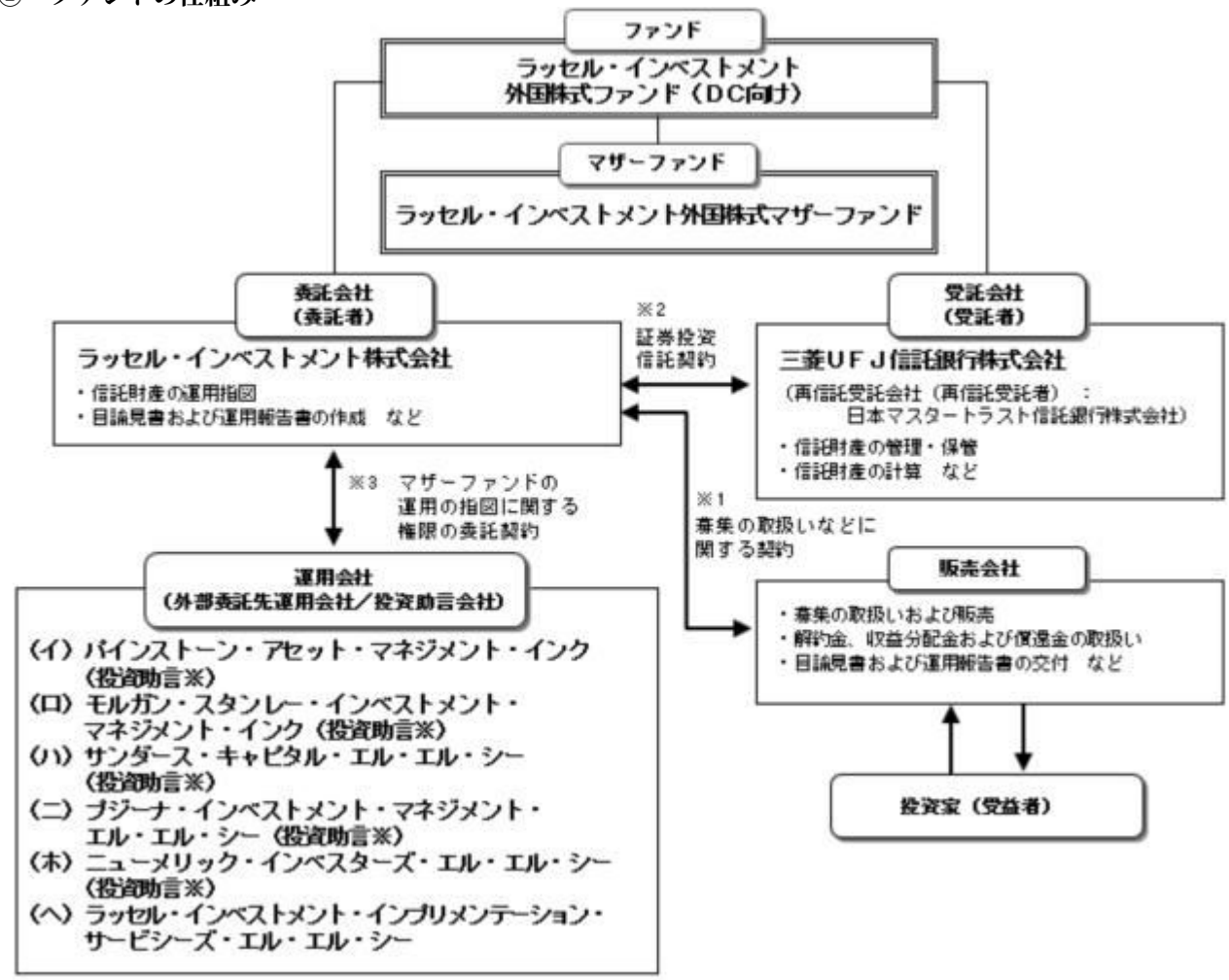

※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

（注）上図は、2026年7月17日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、2026年7月17日現在のものと異なることがあります。

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。
（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）
外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

② 委託会社の概況（2026年4月末現在）
１）資本金の額
490百万円
２）沿革
1999年 3月 9 日： フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年 3月25日： 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得

1999年11月15日：　「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年 1月27日：　「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
2002年 7月18日：　「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年 2月16日：　「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年 3月 1 日：　ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日：　「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

３）大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目３番１号	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様に提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント　グループの概要

ラッセル・インベストメント　グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2026年3月末現在で約61兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①主としてラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
②MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとします。
③実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
④資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

１）ラッセル・インベストメントの「マルチ・マネージャー運用」の特徴

《特徴１》世界中から優れていると判断される運用会社を厳選します。

将来においても良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を選ぶには、パフォーマンスなどの定量的な分析だけにとどまらず、運用プロセスや運用組織、人材の質などの定性的な分析により重点を置いて運用会社を評価することが重要となります。
ラッセル・インベストメント グループの運用会社調査チームは、日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に分析・評価し、外国株式の運用において、中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことが期待できる優れた運用会社を厳選します。
綿密な調査・分析により運用会社を４段階で評価します。

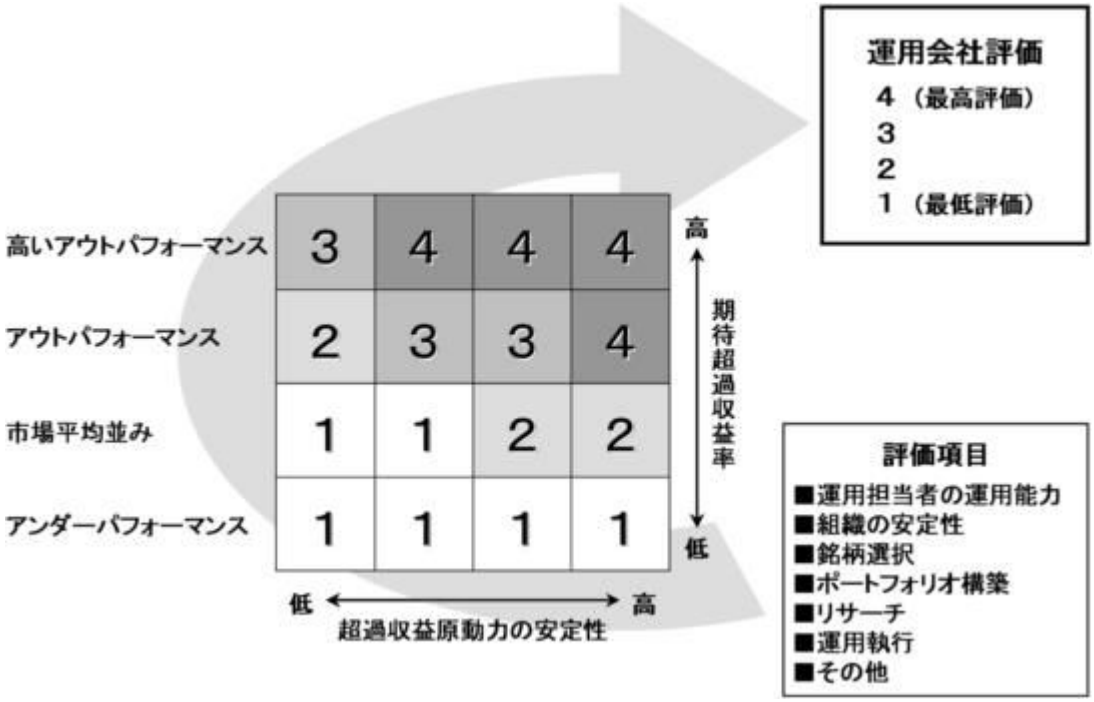

《特徴２》複数の運用スタイル、運用会社に分散しリスクの低減を図ります。
複数の運用スタイルに分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社をバランスよく組み合わせることで、日々変化する経済情勢や投資環境の中にあっても、ファンド全体として中長期的に安定してベンチマーク（ＭＳＣＩ ＫＯＫＵＳＡＩ（配当込み））を上回る、つまり超過収益を生み出すことを目指して運用を行います。
なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

《特徴３》運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行います。
現時点において優れた運用会社が将来においても優れているとは限りません。一方、現時点では優れていなくとも将来的に優れた運用会社に変貌を遂げる可能性もあります。そこで、運用会社を継続的にモニタリングし、運用能力などに変化があった場合には必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行うことにより、常に最適と判断される運用会社の構成を目指します。

２）運用のプロセス
「マルチ・マネージャー運用」は、マザーファンドにおいて行われます。
マザーファンドの「マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。

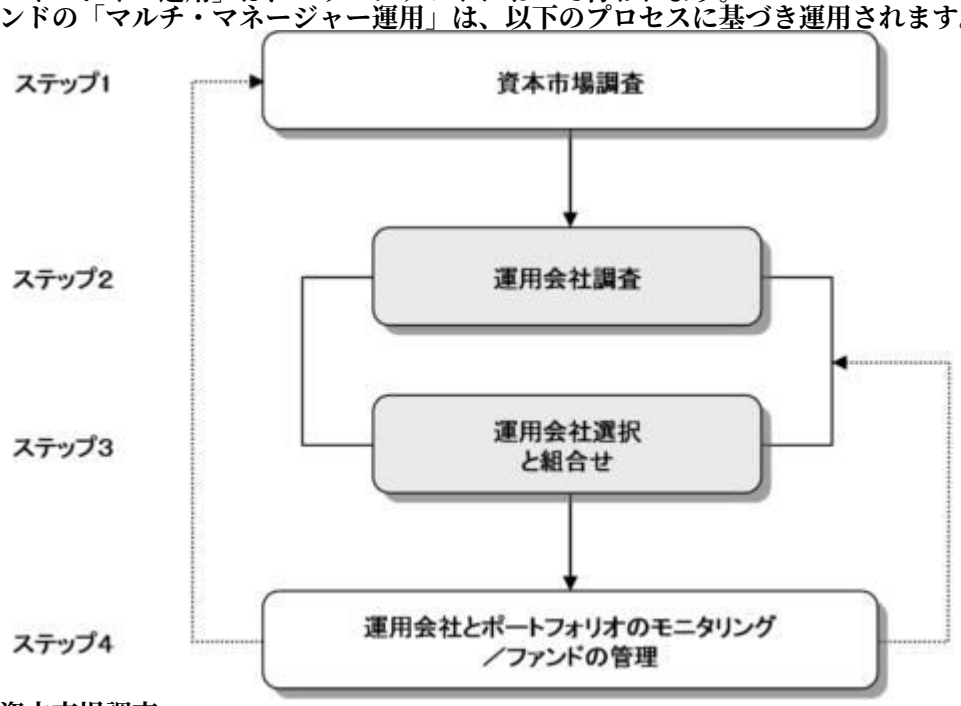

ステップ１：資本市場調査
外国株式の運用において超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、海外の株式市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。
ステップ２：運用会社調査

日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、４段階で評価を行うことによって、外国株式の運用で良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ３：運用会社選択と組合せ
ステップ２の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

ステップ４：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理
運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加などを行うことによりファンドの管理を行います。

（２）【投資対象】

＜ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）＞
ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
ハ）金銭債権
ニ）約束手形
ホ）匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書ならびに12）および17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券ならびに14）の証券のうち投資法人債券ならびに12）および17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証

券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③の１）から６）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド＞

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ）有価証券
　ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
　ハ）金銭債権
　ニ）約束手形
　ホ）匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
２）次に掲げる特定資産以外の資産
　イ）為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）から11）までの証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券または証書ならびに12）および17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券ならびに14）の証券のうち投資法人債券ならびに12）および17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③の１）から６）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	①　日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 ②　ＭＳＣＩ　ＫＯＫＵＳＡＩ（配当込み）をベンチマークとします。 ③　外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。 ④　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤　信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。 ③　外貨建資産への投資割合へは、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

＜マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）＞
マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2026年7月17日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

（イ）

商号：	パインストーン・アセット・マネジメント・インク《カナダ》［投資助言］※
投資助言内容：	外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

（ロ）

商号：	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》［投資助言］※
投資助言内容：	外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

（ハ）

商号：	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》［投資助言］※
投資助言内容：	外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用

（ニ）

商号：	プジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー《米国》［投資助言］※
投資助言内容：	外国株式を対象としたバリュー（割安）型

（ホ）

商号：	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》［投資助言］※
投資助言内容：	外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用

（へ）

商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：	１）キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）―即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。 ２）他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。 ３）他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注）） ４）他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。 ５）委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用。 （注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「ＲＩＩＳ」ということがあります。）に委託します。なお、ＲＩＩＳは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、ＲＩＩＳは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。ＲＩＩＳはラッセル・インベストメント グループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてＲＩＩＳを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（３）【運用体制】

委託会社では、運用にかかる組織およびその権限を定めた社内規程に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
・運用部およびプロダクト・ソリューション部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

(投資政策・運用委員会)

・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼ＣＥＯ、運用担当執行役員兼インベストメントストラテジストおよびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。

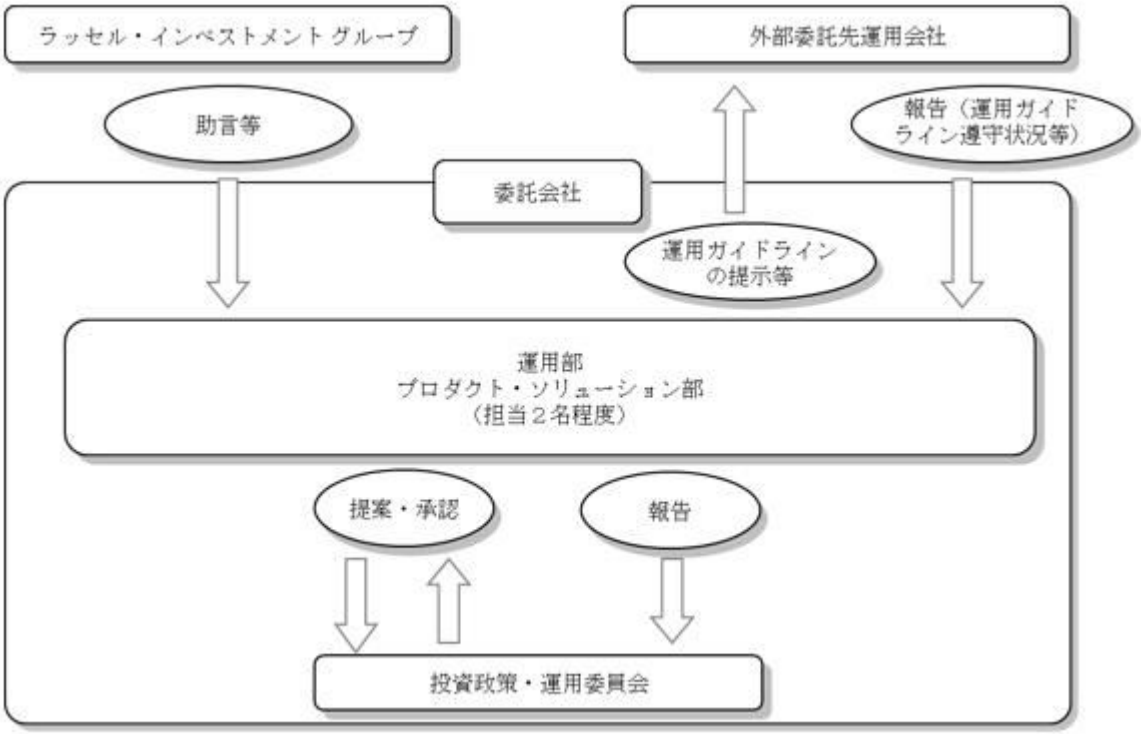

また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

・外部委託先運用会社
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「３ 投資リスク（２）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。

・受託会社
オペレーション部（担当６名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

※上記体制は2026年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針
年１回の毎決算時（４月18日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い
原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限
＜ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）＞
１）株式への実質投資割合には制限を設けません。
２）投資信託証券(ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
３）外貨建資産への実質投資割合へは、制限を設けません。
４）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
５）委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人資産運用業協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
６）投資する株式等の範囲
イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取

引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

７）信用取引の指図範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

８）先物取引等の運用指図・目的・範囲

イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第２条第22項第１号から第４号（ただし、第３号に規定する「前２号及び第５号から第７号までに掲げる取引」は「前２号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

９）スワップ取引の運用指図・目的・範囲

イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10）金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11）有価証券の貸付の指図および範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ）イ）の１．および２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12）公社債の空売りの指図範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

13）公社債の借入れ
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15）外国為替予約取引の指図および範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

16）資金の借入れ
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。
ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド＞

１）株式への投資割合には制限を設けません。
２）投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
３）外貨建資産への投資割合へは、制限を設けません。
４）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とします。
５）委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人資産運用業協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
６）投資する株式等の範囲
イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
７）信用取引の指図範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

８）先物取引等の運用指図・目的・範囲
イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
ニ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第２条第22項第１号から第４号（ただし、第３号に規定する「前２号及び第５号から第７号までに掲げる取引」は「前２号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

９）スワップ取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託会社は、スワップ取引を行うに当り担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10）金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11）有価証券の貸付の指図および範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
ロ）イ）の１．および２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12）公社債の空売りの指図範囲
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

13）公社債の借入れ
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当り担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15）外国為替予約取引の指図および範囲

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（1）基準価額の主な変動要因およびその他の留意点
取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。
当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

＜主な変動要因＞
① 株価変動リスク
株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
② 株式の発行会社の信用リスク
株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
③ 為替変動リスク
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
④ カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
⑤ 流動性リスク
当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞
① 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
③ 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
④ 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
⑤ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消すことができます。
⑥ 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
⑦ 分配金に関する留意点
分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（2）投資リスクに対する管理体制
運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用

会社の管理、②ファンド全体の管理の２段階にわたって行われます。

①外部委託先運用会社の管理

・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部およびプロダクト・ソリューション部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。

・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。

・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。

・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。

・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

②ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部およびプロダクト・ソリューション部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

①および②のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

※上記体制は2026年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2021年5月末～2026年4月末）

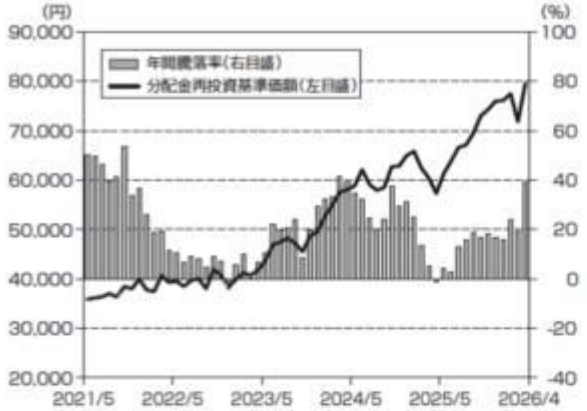

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年5月末～2026年4月末）

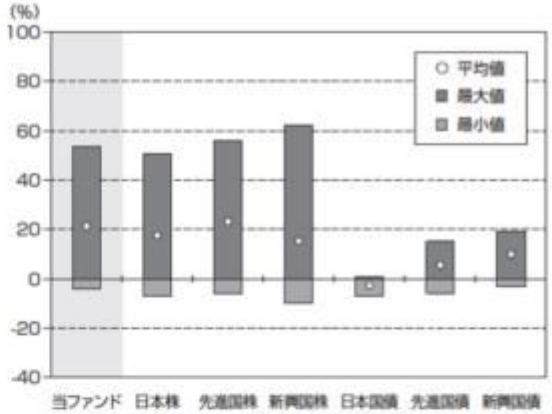

(単位:%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	21.3	17.6	23.2	15.3	-2.7	5.5	9.9
最大値	53.4	50.5	55.7	62.1	0.6	15.3	19.3
最小値	-3.9	-7.1	-5.8	-9.7	-6.9	-6.1	-2.9

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの５年間の各月末における直近１年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの５年間の各月末における直近１年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の「ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について」をご参照ください。

日本株 …… ＴＯＰＩＸ(配当込み)
先進国株 …… ＭＳＣＩ ＫＯＫＵＳＡＩ(配当込み)
新興国株 …… ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)
日本国債 …… ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ 国債
先進国債 …… ＦＴＳＥ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 …… ＦＴＳＥ新興国市場国債インデックス(円ベース)

➢ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

◆TOPIX（配当込み）
TOPIX（配当込み）は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありますが、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI（配当込み）
MSCI KOKUSAI（配当込み）は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）
MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債
NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「NFRC」といいます。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRCが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属しています。また、NFRCは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）
FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.463%（税抜1.33%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	年率0.935%（税抜0.85%）
販売会社	年率0.440%（税抜0.40%）
受託会社	年率0.088%（税抜0.08%）

役務の内容

委託会社	当ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	当ファンドの資産管理等の対価

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。
グループ会社であるＲＩＩＳへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、ＲＩＩＳが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はＲＩＩＳと当該運用会社との間で別途定められ、ＲＩＩＳが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

③　支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

①　信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。
②　当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。
③　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
※当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
≪確定拠出年金の場合≫
確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。
なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
≪確定拠出年金でない場合≫
①　個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
②　法人受益者の場合
１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。
※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
③　個別元本
１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法

が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

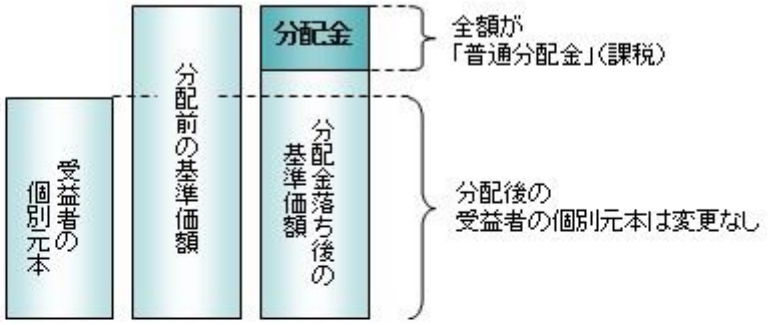

ロ）、ハ）の場合

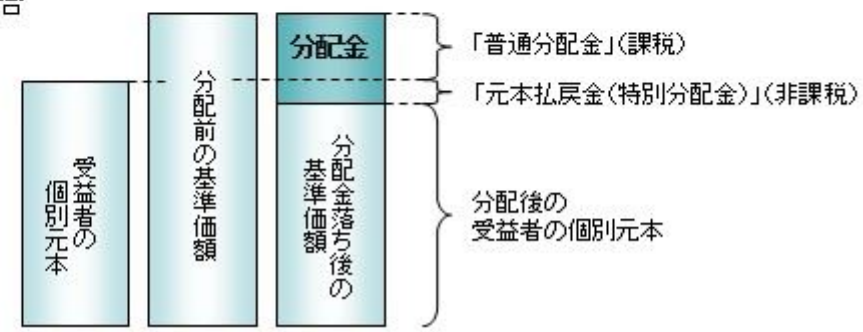

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年4月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率（年率）は以下の通りです。

対象期間：2025年4月19日～2026年4月20日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.53%	1.46%	0.07%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

５【運用状況】

【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）】

以下の運用状況は2026年 4月30日現在です。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	83,510,882,185	100.04

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△33,342,894	△0.04
合計(純資産総額)		83,477,539,291	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	7,936,335,334	10.5259	83,537,072,093	10.5226	83,510,882,185	100.04

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.04
合計		100.04

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年4月末日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
12期	(2017年 4月18日)	4,765,367,941	4,765,367,941	2.0426	2.0426
13期	(2018年 4月18日)	6,929,484,644	6,929,484,644	2.3514	2.3514
14期	(2019年 4月18日)	10,206,850,916	10,206,850,916	2.5001	2.5001
15期	(2020年 4月20日)	11,276,624,731	11,276,624,731	2.2246	2.2246
16期	(2021年 4月19日)	20,782,805,874	20,782,805,874	3.4843	3.4843
17期	(2022年 4月18日)	29,629,447,619	29,629,447,619	4.0432	4.0432
18期	(2023年 4月18日)	36,303,319,157	36,303,319,157	4.2125	4.2125
19期	(2024年 4月18日)	53,589,588,518	53,589,588,518	5.6201	5.6201
20期	(2025年 4月18日)	55,865,863,660	55,865,863,660	5.4798	5.4798
21期	(2026年 4月20日)	83,411,703,768	83,411,703,768	7.9598	7.9598
	2025年 4月末日	58,364,773,348	―	5.7283	―
	5月末日	63,226,997,007	―	6.1279	―
	6月末日	66,102,333,441	―	6.3844	―
	7月末日	69,238,729,520	―	6.6613	―
	8月末日	69,966,206,901	―	6.7067	―
	9月末日	72,645,331,883	―	6.9486	―

10月末日	76,414,301,981	—	7.3027	—
11月末日	77,906,575,179	—	7.4291	—
12月末日	79,683,287,284	—	7.5950	—
2026年 1月末日	80,019,318,454	—	7.6088	—
2月末日	81,318,210,719	—	7.7464	—
3月末日	75,366,666,234	—	7.1837	—
4月末日	83,477,539,291	—	7.9535	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（%）
12期	14.2
13期	15.1
14期	6.3
15期	△11.0
16期	56.6
17期	16.0
18期	4.2
19期	33.4
20期	△2.5
21期	45.3

(注１)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注２)収益率は、小数点第２位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
12期	905,696,770	468,795,353
13期	1,301,410,514	687,395,307
14期	1,776,601,646	641,046,703

15期	2,190,555,606	1,204,050,124
16期	2,392,513,173	1,496,843,068
17期	2,997,154,118	1,633,647,694
18期	2,713,242,998	1,423,568,309
19期	2,485,923,151	1,568,480,062
20期	2,128,675,248	1,469,179,940
21期	1,757,173,884	1,472,844,157

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

（参考）

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド
以下の運用状況は2026年 4月30日現在です。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	66,597,399,465	58.89
	カナダ	1,769,587,839	1.56
	ブラジル	259,891,302	0.23
	ドイツ	2,397,694,650	2.12
	イタリア	843,109,301	0.75
	フランス	4,303,430,558	3.81
	オランダ	4,008,472,615	3.54
	スペイン	256,708,549	0.23
	ベルギー	22,208,132	0.02
	ルクセンブルク	790,157,554	0.70
	フィンランド	845,217,758	0.75
	アイルランド	2,826,873,712	2.50
	イギリス	5,056,123,500	4.47
	スイス	4,090,523,129	3.62
	スウェーデン	58,147,640	0.05
	ノルウェー	294,586,181	0.26
	デンマーク	508,426,635	0.45
	ケイマン諸島	1,576,699,416	1.39
	オーストラリア	710,002,431	0.63
	バミューダ	245,592,393	0.22
	ニュージーランド	11,446,436	0.01
	香港	666,430,611	0.59
	シンガポール	383,853,244	0.34
	インドネシア	71,420,326	0.06
	韓国	2,579,272,278	2.28
	台湾	5,240,319,253	4.63
	インド	618,927,957	0.55
	イスラエル	471,545,332	0.42

	ジャージー	11,217,303	0.01
	ガーンジー	427,651,899	0.38
	小計	107,942,937,399	95.44
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	340,503,321	0.30
	カナダ	23,788,824	0.02
	小計	364,292,145	0.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	4,787,926,146	4.23
合計(純資産総額)		113,095,155,690	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	10,806,949,888	9.56
	買建	カナダ	1,641,375,820	1.45
	買建	オーストラリア	844,712,048	0.75
	売建	アメリカ	7,256,048,816	△6.42
	売建	ドイツ	706,975,115	△0.63
	売建	イタリア	44,248,362	△0.04
	売建	フランス	149,961,579	△0.13
	売建	オランダ	74,499,061	△0.07
	売建	スペイン	66,068,535	△0.06
	売建	スイス	263,379,534	△0.23
	売建	スウェーデン	115,225,264	△0.10
	売建	香港	159,297,540	△0.14
	売建	シンガポール	98,770,752	△0.09

(注１)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注２)時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	56,093	59,460.33	3,335,308,733	63,166.39	3,543,192,522	3.13
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	48,817	67,868.21	3,313,122,745	68,079.13	3,323,419,348	2.94
3	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	54,922	54,802.05	3,009,838,476	56,126.87	3,082,600,317	2.73
4	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	24,644	110,436.53	2,721,597,956	107,320.15	2,644,797,944	2.34
5	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	59,465	40,187.31	2,389,738,889	42,188.98	2,508,768,029	2.22
6	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	69,392	32,347.45	2,244,654,612	33,561.60	2,328,907,068	2.06

7	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	49,937	43,342.18	2,164,378,927	43,332.56	2,163,898,363	1.91
8	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	8,738	233,088.28	2,036,725,391	223,457.46	1,952,571,303	1.73
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	34,352	54,436.36	1,869,998,044	55,705.05	1,913,579,908	1.69
10	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	22,207	83,611.30	1,856,756,295	84,241.63	1,870,754,093	1.65
11	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	153,293	10,309.35	1,580,351,956	11,071.12	1,697,126,731	1.50
12	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	59,011	23,324.11	1,376,379,173	24,403.93	1,440,100,431	1.27
13	アメリカ	株式	CME GROUP INC	金融サービス	21,889	46,136.18	1,009,874,920	46,075.23	1,008,540,825	0.89
14	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	金融サービス	13,582	73,033.58	991,942,172	73,797.04	1,002,311,437	0.89
15	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	23,594	37,560.13	886,193,712	36,464.66	860,347,341	0.76
16	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	13,157	65,331.12	859,561,637	65,030.12	855,601,361	0.76
17	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,488	572,974.02	852,585,354	565,143.78	840,933,957	0.74
18	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	一般消費財・サービス流通・小売り	32,679	25,771.46	842,185,711	25,032.06	818,022,927	0.72
19	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	280,809	2,953.61	829,400,325	2,879.61	808,622,791	0.71
20	アメリカ	株式	UBER TECHNOLOGIES INC	運輸	67,243	12,369.27	831,747,280	11,944.24	803,166,752	0.71
21	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12,473	64,876.79	809,208,326	64,329.40	802,380,631	0.71
22	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	14,886	50,846.83	756,906,028	53,708.19	799,500,197	0.71
23	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	176,203	4,619.01	813,884,231	4,474.39	788,401,928	0.70
24	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	48,701	16,020.51	780,215,092	16,077.28	782,979,711	0.69
25	フィンランド	株式	NOKIA OYJ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	402,710	1,620.00	652,390,610	1,931.78	777,949,016	0.69
26	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	30,575	25,288.69	773,201,737	24,906.96	761,530,397	0.67
27	アイルランド	株式	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7,266	87,853.62	638,344,421	103,178.88	749,697,793	0.66
28	アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	25,668	31,571.36	810,373,910	28,911.90	742,110,685	0.66
29	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	77,392	9,650.66	746,884,366	9,236.86	714,859,077	0.63

30	フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	47,010	15,372.85	722,677,730	14,674.81	689,863,213	0.61

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	不動産管理・開発	0.29
		エネルギー	2.08
		素材	3.04
		資本財	6.25
		商業・専門サービス	1.52
		運輸	2.00
		自動車・自動車部品	1.51
		耐久消費財・アパレル	2.17
		消費者サービス	2.76
		メディア・娯楽	8.71
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.88
		生活必需品流通・小売り	1.45
		食品・飲料・タバコ	3.01
		家庭用品・パーソナル用品	1.31
		ヘルスケア機器・サービス	5.30
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.35
		銀行	6.13
		金融サービス	7.63
		保険	1.88
		ソフトウェア・サービス	6.60
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.71
		電気通信サービス	0.79
		公益事業	0.71
		半導体・半導体製造装置	12.35
新株予約権証券	外国	—	0.00
投資証券	外国	—	0.32
合計			95.77

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	188	米ドル	67,318,100	10,797,150,060	67,379,200	10,806,949,888	9.56

株価指数先物取引	アメリカ	ニューヨーク先物取引所	miniMSCI Emg	売建	475	米ドル	38,688,750	6,205,288,610	38,076,000	6,107,009,639	△5.40
	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	FTSE 100	売建	52	英ポンド	5,550,480	1,200,846,348	5,311,020	1,149,039,177	△1.02
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSX 60	買建	36	カナダドル	14,381,280	1,686,636,518	13,995,360	1,641,375,820	1.45
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DAX INDEX	売建	1	ユーロ	621,675	116,483,244	601,300	112,665,581	△0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOX 50	売建	55	ユーロ	3,300,550	618,424,053	3,171,850	594,309,534	△0.53
	イタリア	イタリア証券取引所	FTSE/MIB IDX	売建	1	ユーロ	240,435	45,050,305	236,155	44,248,362	△0.04
	フランス	Euronext	CAC40 10 EUR	売建	10	ユーロ	833,400	156,154,157	800,350	149,961,579	△0.13
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	34	オーストラリアドル	7,627,900	871,716,412	7,391,600	844,712,048	0.75
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT	売建	10	スイスフラン	1,329,800	269,603,652	1,299,100	263,379,534	△0.23
	香港	香港先物取引所	HANG SENG	売建	6	香港ドル	7,756,387.09	158,773,243	7,782,000	159,297,540	△0.14
	シンガポール	シンガポール取引所	MSCI SING IX	売建	18	シンガポールドル	793,596.6	99,421,782	788,400	98,770,752	△0.09
	オランダ	ヨーロッパ・オプション取引所	AMS IDX FUT	売建	2	ユーロ	408,104	76,466,446	397,604	74,499,061	△0.07
	スペイン	スペイン金融先物取引所（マドリード）	IBEX 35 IDX	売建	2	ユーロ	367,574	68,872,339	352,610	66,068,535	△0.06
	スウェーデン	ストックホルム・オプション取引所	OMXS30 IND	売建	22	スウェーデンクローネ	6,967,400	120,117,976	6,683,600	115,225,264	△0.10

(注１)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注２)評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

≪参考情報≫

運用実績（2026年4月末現在）

■基準価額・純資産の推移（2016年4月末～2026年4月末）

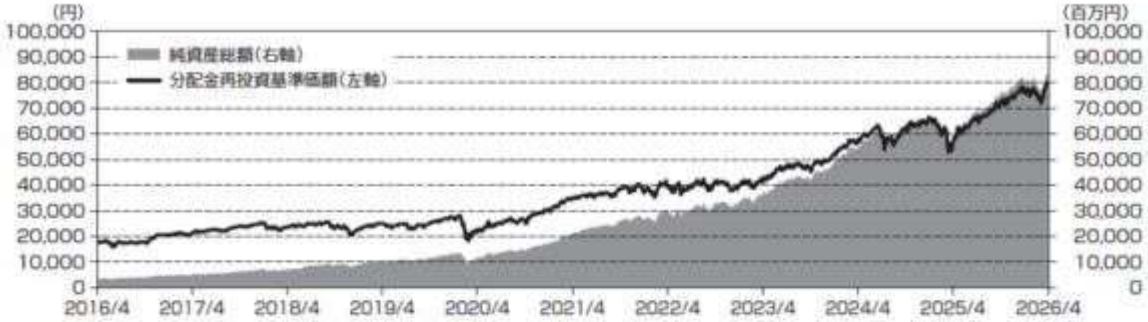

※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

■分配の推移

決算期	第17期（2022年4月）	第18期（2023年4月）	第19期（2024年4月）	第20期（2025年4月）	第21期（2026年4月）	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■主要な資産の状況

順位	銘柄名	種類	業種	国／地域	実質組入比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	株式	半導体・半導体製造装置	アメリカ	3.1%
2	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	2.9%
3	ALPHABET INC-CL A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	2.7%
4	META PLATFORMS INC-CLASS A	株式	メディア・娯楽	アメリカ	2.3%
5	AMAZON.COM INC	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	2.2%
6	NVIDIA CORP	株式	半導体・半導体製造装置	アメリカ	2.1%
7	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.9%
8	ASML HOLDING NV	株式	半導体・半導体製造装置	オランダ	1.7%
9	ALPHABET INC-CL C	株式	メディア・娯楽	アメリカ	1.7%
10	MASTERCARD INC - A	株式	金融サービス	アメリカ	1.7%

※実質組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率に、当ファンドのマザーファンド組入比率を乗じて得た比率です。

■年間収益率の推移（暦年ベース）

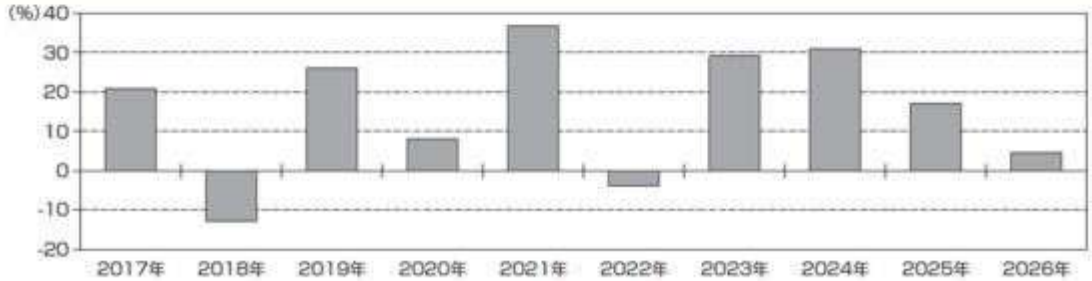

※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
※2026年は4月末までの収益率を表示しています。

➢ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
・確定拠出年金制度の規定に従い、販売会社所定の方法でお申し込みください。
・原則として、取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。
・当ファンドは、収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞専用です。

（２）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ロンドン証券取引所の休業日
・フランクフルト証券取引所の休業日

（５）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（６）申込単位
１円以上１円単位

（７）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（８）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ロンドン証券取引所の休業日
・フランクフルト証券取引所の休業日

（４）解約制限
当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限があります。

（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（６）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。
※上記の手取額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合を記載しています。
※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、課税上の取扱いが変更になる場合があります。

（７）解約単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると

委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取り消すことができます。
・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

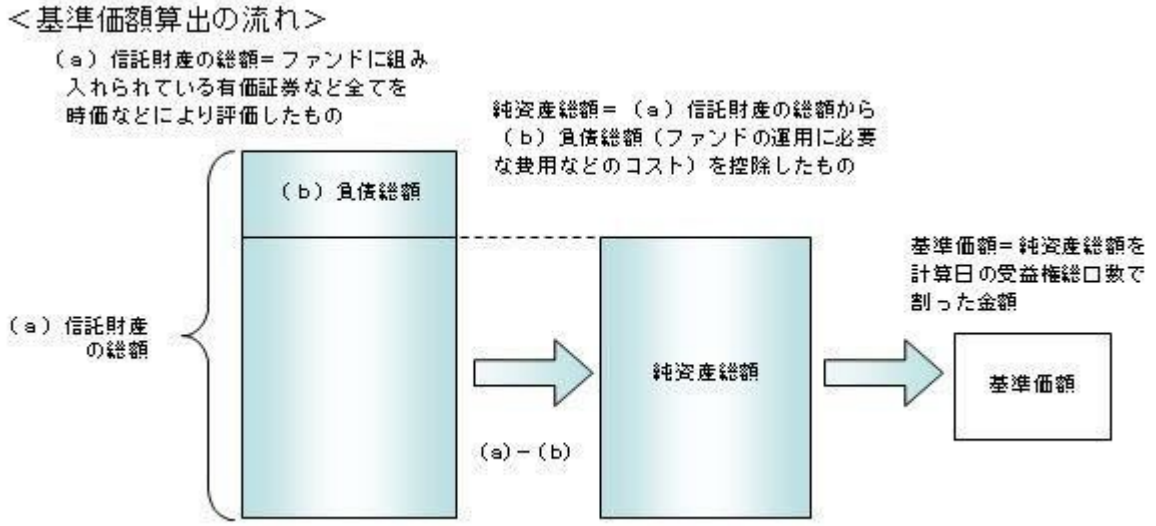

② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。
＜主な資産の評価方法＞
◇マザーファンド受益証券
基準価額計算日の基準価額で評価します。
◇外国株式
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。
・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ラッセル・インベストメント株式会社
＜電話番号＞0120-055-887（フリーダイヤル）
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
＜ホームページアドレス＞https://www.russellinvestments.com/jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（2005年8月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年４月19日から翌年４月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

①　信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）当初設定から１年経過後信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

②　償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③　信託約款の変更

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④　異議の申立て

１）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

２）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

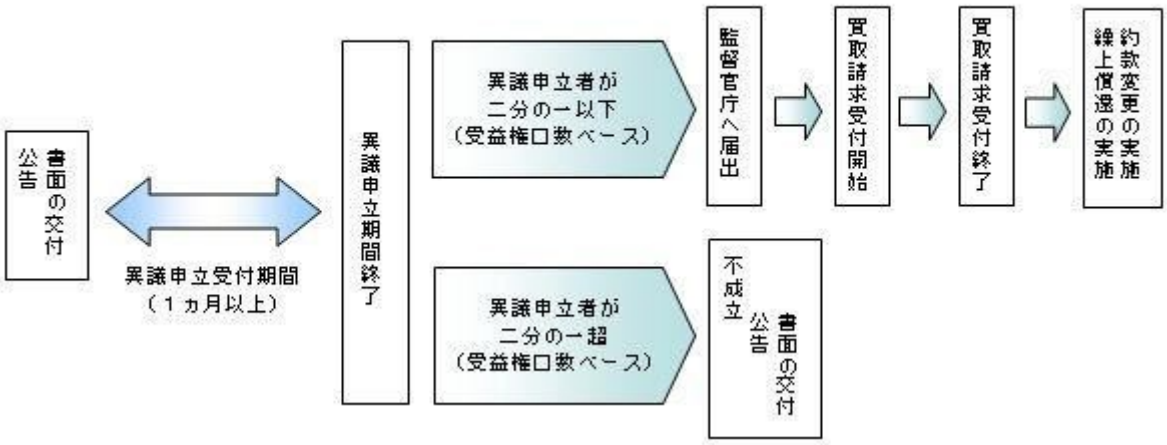

⑤　公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス　https://www.russellinvestments.com/jp/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状

況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス　https://www.russellinvestments.com/jp/

⑦　関係法人との契約について
・委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。
・委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。
（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）
外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間（2025年4月19日から2026年4月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

区分	第20期 2025年 4月18日現在	第21期 2026年 4月20日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	56,327,326,496	83,991,365,063
未収入金	25,256,036	49,596,549
流動資産合計	56,352,582,532	84,040,961,612
資産合計	56,352,582,532	84,040,961,612
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,256,036	49,596,549
未払受託者報酬	27,757,161	34,866,846
未払委託者報酬	433,705,675	544,794,449
流動負債合計	486,718,872	629,257,844
負債合計	486,718,872	629,257,844
純資産の部		
元本等		
元本	10,194,854,824	10,479,184,551
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	45,671,008,836	72,932,519,217
（分配準備積立金）	16,570,388,043	35,791,400,104
元本等合計	55,865,863,660	83,411,703,768
純資産合計	55,865,863,660	83,411,703,768
負債純資産合計	56,352,582,532	84,040,961,612

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	第20期 自　2024年 4月19日 至　2025年 4月18日	第21期 自　2025年 4月19日 至　2026年 4月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△966,740,610	26,791,834,255
営業収益合計	△966,740,610	26,791,834,255
営業費用		
受託者報酬	53,074,373	64,369,432
委託者報酬	829,287,050	1,005,772,274
営業費用合計	882,361,423	1,070,141,706
営業利益又は営業損失（△）	△1,849,102,033	25,721,692,549
経常利益又は経常損失（△）	△1,849,102,033	25,721,692,549
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,849,102,033	25,721,692,549
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	563,278,010	2,120,078,458
期首剰余金又は期首欠損金（△）	44,054,229,002	45,671,008,836
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,886,104,759	10,405,377,970
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,886,104,759	10,405,377,970
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,856,944,882	6,745,481,680
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,856,944,882	6,745,481,680
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	45,671,008,836	72,932,519,217

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	2026年 4月18日及び2026年4月19日が休日のため、信託約款第40条により、当計算期間末日を2026年 4月20日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第20期 2025年 4月18日現在	第21期 2026年 4月20日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第20期 2025年 4月18日現在	第21期 2026年 4月20日現在
1.　期首元本額	9,535,359,516円	10,194,854,824円
期中追加設定元本額	2,128,675,248円	1,757,173,884円
期中一部解約元本額	1,469,179,940円	1,472,844,157円
2.　計算期間末日における受益権の総数	10,194,854,824口	10,479,184,551口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20期
自 2024年 4月19日
至 2025年 4月18日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	116,972,253円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	29,100,620,793円
分配準備積立金額	D	16,453,415,790円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,671,008,836円
当ファンドの期末残存口数	F	10,194,854,824口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	44,798.07円
1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第21期
自 2025年 4月19日
至 2026年 4月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,108,025,416円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	20,297,720,525円
収益調整金額	C	37,141,119,113円
分配準備積立金額	D	14,385,654,163円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	72,932,519,217円
当ファンドの期末残存口数	F	10,479,184,551口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	69,597.47円
1万口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。

3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびプロダクト・ソリューション部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。 外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部およびプロダクト・ソリューション部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区分	第20期 2025年 4月18日現在	第21期 2026年 4月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	有価証券以外の金融商品 同左 有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第20期 2025年 4月18日現在	第21期 2026年 4月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△1,549,895,801	24,600,742,571
合計	△1,549,895,801	24,600,742,571

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項

第20期 2025年 4月18日現在	第21期 2026年 4月20日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第20期 自 2024年 4月19日 至 2025年 4月18日	第21期 自 2025年 4月19日 至 2026年 4月20日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

区分	第20期 2025年 4月18日現在	第21期 2026年 4月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.4798円 (54,798円)	7.9598円 (79,598円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券
次表の通りです。

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	7,978,964,249	83,991,365,063	
合計		7,978,964,249	83,991,365,063	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
ファンドは、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

区分	2025年 4月18日現在	2026年 4月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,134,021,839	1,867,348,667
コール・ローン	2,280,879,376	2,190,572,589
株式	76,755,859,038	107,805,127,015
新株予約権証券	0	0
投資証券	206,965,881	365,513,962
派生商品評価勘定	447,223,340	895,332,808
未収入金	-	116,625,075
未収配当金	88,334,014	146,293,165
未収利息	21,871	36,009
差入委託証拠金	1,261,887,909	1,379,438,556
流動資産合計	82,175,193,268	114,766,287,846
資産合計	82,175,193,268	114,766,287,846
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	996,666,586	733,031,437
未払金	-	181,814,778
未払解約金	25,946,494	52,256,009
その他未払費用	1,236,637	1,794,699
流動負債合計	1,023,849,717	968,896,923
負債合計	1,023,849,717	968,896,923
純資産の部		

元本等		
元本	11,351,994,242	10,810,503,278
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	69,799,349,309	102,986,887,645
元本等合計	81,151,343,551	113,797,390,923
純資産合計	81,151,343,551	113,797,390,923
負債純資産合計	82,175,193,268	114,766,287,846

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2025年 4月18日現在	2026年 4月20日現在
開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	2025年 4月18日現在	2026年 4月20日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,121,281,004円	11,351,994,242円
期中追加設定元本額	2,086,773,420円	1,519,473,528円
期中一部解約元本額	1,856,060,182円	2,060,964,492円
元本の内訳		

ラッセル・インベストメント外国株式ファンドＩ－２（適格機関投資家限定）	1,720,271,729円	1,163,233,449円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドII（適格機関投資家限定）	327,602,057円	332,980,788円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドＩ－４Ａ（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	122,955,005円	101,181,361円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドＩ－４Ｂ（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	956,435,685円	932,098,313円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）	7,879,490,599円	7,978,964,249円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	215,329,950円	188,387,479円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス安定型	7,320,254円	4,232,749円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス安定成長型	80,647,802円	69,276,775円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス成長型	41,941,161円	40,148,115円
計	11,351,994,242円	10,810,503,278円
2.　本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,351,994,242口	10,810,503,278口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびプロダクト・ソリューション部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部およびプロダクト・ソリューション部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年 4月18日現在	2026年 4月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等

	「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	2025年 4月18日現在	2026年 4月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	709,626,598	19,245,088,416
新株予約権証券	0	0
投資証券	18,024,283	38,594,441
合計	727,650,881	19,283,682,857

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
株式関連
（2025年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	9,113,648,850	―	8,563,428,923	△550,219,927
	売建	5,484,314,876	―	5,113,236,172	371,078,704
合計		14,597,963,726	―	13,676,665,095	△179,141,223

（2026年 4月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	13,047,524,526	―	13,867,513,736	819,989,210
	売建	8,420,151,351	―	9,074,118,999	△653,967,648
合計		21,467,675,877	―	22,941,632,735	166,021,562

（注）1.株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連
（2025年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	11,111,052,683	－	10,755,364,331	△355,688,352
	米ドル	8,557,451,211	－	8,229,392,733	△328,058,478
	カナダドル	1,081,357,334	－	1,079,319,360	△2,037,974
	英ポンド	28,535,895	－	28,198,500	△337,395
	スウェーデンクローネ	314,566,948	－	316,143,519	1,576,571
	オーストラリアドル	1,129,141,295	－	1,102,310,219	△26,831,076
	売建	8,505,951,643	－	8,520,565,314	△14,613,671
	米ドル	1,696,919,242	－	1,646,827,200	50,092,042
	カナダドル	1,386,362,549	－	1,385,427,120	935,429
	ブラジルレアル	1,296,227	－	1,309,743	△13,516
	ユーロ	1,586,542,559	－	1,588,161,571	△1,619,012
	英ポンド	1,067,451,623	－	1,054,340,797	13,110,826
	スイスフラン	2,503,567,688	－	2,585,076,129	△81,508,441
	スウェーデンクローネ	6,735,815	－	6,780,400	△44,585
	ノルウェークローネ	194,741,698	－	190,531,530	4,210,168
	オーストラリアドル	20,228,099	－	19,800,826	427,273
	ニュージーランドドル	42,106,143	－	42,309,998	△203,855
合計		19,617,004,326	－	19,275,929,645	△370,302,023

（2026年 4月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	11,167,699,087	－	11,223,762,454	56,063,367
	米ドル	7,375,368,800	－	7,410,341,799	34,972,999
	カナダドル	577,119,785	－	574,712,236	△2,407,549
	ユーロ	75,853,566	－	75,941,204	87,638
	英ポンド	858,828,120	－	871,130,592	12,302,472
	スウェーデンクローネ	908,155,497	－	914,082,882	5,927,385
	オーストラリアドル	1,372,373,319	－	1,377,553,741	5,180,422
	売建	9,828,245,602	－	9,888,029,160	△59,783,558
	米ドル	1,366,073,344	－	1,375,346,909	△9,273,565
	カナダドル	638,841,371	－	635,750,800	3,090,571
	ユーロ	2,435,701,991	－	2,480,342,412	△44,640,421
	英ポンド	1,378,704,899	－	1,393,381,920	△14,677,021
	スイスフラン	3,701,395,630	－	3,688,747,230	12,648,400
	スウェーデンクローネ	7,898,707	－	7,959,380	△60,673
	ノルウェークローネ	230,331,977	－	237,319,641	△6,987,664
	オーストラリアドル	22,516,040	－	22,599,520	△83,480
	ニュージーランドドル	46,781,643	－	46,581,348	200,295
合計		20,995,944,689	－	21,111,791,614	△3,720,191

（注）1.為替予約の評価方法

(1)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年 4月19日 至 2025年 4月18日	自 2025年 4月19日 至 2026年 4月20日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

区分	2025年 4月18日現在	2026年 4月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	7.1486円 (71,486円)	10.5266円 (105,266円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式
次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BAKER HUGHES COMPANY	1,605	59.78	95,946.90	
	CAMECO CORP	1,517	120.66	183,041.22	
	CHEVRON CORP	9,270	183.99	1,705,587.30	
	CONOCOPHILLIPS	5,382	116.04	624,527.28	
	COTERRA ENERGY INC	5,597	30.89	172,891.33	
	DEVON ENERGY CORP	10,151	44.23	448,978.73	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	468	180.27	84,366.36	
	EOG RESOURCES INC	8,134	128.43	1,044,649.62	
	EXPAND ENERGY CORP	3,151	95.82	301,928.82	
	EXXON MOBIL CORP	15,780	146.44	2,310,823.20	
	MARATHON PETROLEUM CORP	1,330	213.69	284,207.70	
	NOV INC	76,676	19.10	1,464,511.60	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	618	422.58	261,154.44	
	VALERO ENERGY CORP	2,037	223.65	455,575.05	
	BARRICK MINING CORP	6,932	43.30	300,155.60	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,334	112.68	262,995.12	
	DOW INC	32,615	35.60	1,161,094.00	
	ECOLAB INC	1,414	274.80	388,567.20	
	KINROSS GOLD CORP	39,673	34.94	1,386,174.62	
	LINDE PLC	3,957	492.23	1,947,754.11	
	NEWMONT CORP	6,771	116.50	788,821.50	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	1,622	213.39	346,118.58	
	PPG INDUSTRIES INC	17,267	114.85	1,983,114.95	
	RELIANCE INC	853	325.54	277,685.62	
	RPM INTERNATIONAL INC	1,081	109.81	118,704.61	

SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	9,709	345.55	3,354,944.95	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	4,180	152.38	636,948.40	
AERCAP HOLDINGS NV	2,288	147.45	337,365.60	
AMETEK INC	4,919	236.26	1,162,162.94	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	923	88.50	81,685.50	
CARLISLE COS INC	557	361.70	201,466.90	
CARRIER GLOBAL CORP	40,808	61.32	2,502,346.56	
COMFORT SYSTEMS USA INC	390	1,650.47	643,683.30	
CUMMINS INC	2,014	627.18	1,263,140.52	
CURTISS-WRIGHT CORP	327	735.65	240,557.55	
EATON CORP PLC	672	406.21	272,973.12	
EMCOR GROUP INC	631	806.05	508,617.55	
FASTENAL CO	9,728	45.78	445,347.84	
GE VERNOVA INC	671	1,002.75	672,845.25	
GENERAL DYNAMICS CORP	10,136	336.29	3,408,635.44	
GENERAL ELECTRIC	2,473	304.13	752,113.49	
GRACO INC	24,674	86.74	2,140,222.76	
HEICO CORP-CLASS A	1,734	221.50	384,081.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	955	233.55	223,040.25	
HUBBELL INC	825	535.57	441,845.25	
IDEX CORP	739	205.92	152,174.88	
LOCKHEED MARTIN CORP	1,207	592.19	714,773.33	
NORDSON CORP	536	281.89	151,093.04	
NORTHROP GRUMMAN CORP	4,430	665.26	2,947,101.80	
NVENT ELECTRIC PLC	1,054	134.69	141,963.26	
OTIS WORLDWIDE CORP	27,313	81.43	2,224,097.59	
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,572	415.73	653,527.56	
RTX CORP	9,961	196.42	1,956,539.62	
SNAP-ON INC	766	380.27	291,286.82	
TEXTRON INC	1,504	91.61	137,781.44	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,523	476.11	725,115.53	
UNITED RENTALS INC	461	796.15	367,025.15	
WATSCO INC	222	430.26	95,517.72	
WW GRAINGER INC	295	1,162.94	343,067.30	
XYLEM INC	2,292	121.11	277,584.12	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	2,022	200.47	405,350.34	
CINTAS CORP	7,372	179.17	1,320,841.24	
COPART INC	53,672	33.45	1,795,328.40	
PAYCHEX INC	2,066	91.96	189,989.36	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	31,858	72.11	2,297,280.38	
VERALTO CORP	6,681	90.98	607,837.38	
VERISK ANALYTICS INC	1,116	178.07	198,726.12	
WASTE MANAGEMENT INC	2,774	223.95	621,237.30	

C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,463	182.24	266,617.12	
DELTA AIR LINES INC	27,063	71.72	1,940,958.36	
EXPEDITORS INTL WASH INC	558	147.30	82,193.40	
FEDEX CORP	1,290	392.38	506,170.20	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	102,877	4.21	433,112.17	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,744	217.76	379,773.44	
UBER TECHNOLOGIES INC	67,243	77.12	5,185,780.16	
UNION PACIFIC CORP	2,729	251.14	685,361.06	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	15,520	101.80	1,579,936.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	2,080	106.44	221,395.20	
APTIV PLC	1,199	59.62	71,484.38	
BORGWARNER INC	3,028	55.66	168,538.48	
FORD MOTOR CO	26,515	12.87	341,248.05	
GENERAL MOTORS CO	6,185	81.32	502,964.20	
LEAR CORP	15,554	125.39	1,950,316.06	
TESLA INC	5,212	400.62	2,088,031.44	
DECKERS OUTDOOR CORP	1,972	112.50	221,850.00	
GARMIN LTD	1,913	267.42	511,574.46	
HASBRO INC	1,082	97.15	105,116.30	
LULULEMON ATHLETICA INC	640	167.28	107,059.20	
NEWELL BRANDS INC	96,024	4.33	415,783.92	
NIKE INC -CL B	4,442	46.03	204,465.26	
NVR INC	29	7,000.92	203,026.68	
ON HOLDING AG-CLASS A	32,231	36.95	1,190,935.45	
PULTEGROUP INC	2,550	126.53	322,651.50	
PVH CORP	13,944	94.17	1,313,106.48	
RALPH LAUREN CORP	340	386.88	131,539.20	
TAYLOR MORRISON HOME CORP	1,613	60.64	97,812.32	
AIRBNB INC-CLASS A	15,166	141.55	2,146,747.30	
BOOKING HOLDINGS INC	12,650	192.01	2,428,926.50	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	7,964	35.83	285,350.12	
COMPASS GROUP PLC	55,141	28.44	1,568,485.74	
DARDEN RESTAURANTS INC	1,212	201.07	243,696.84	
DOORDASH INC - A	18,603	183.89	3,420,905.67	
EXPEDIA GROUP INC	497	265.84	132,122.48	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	27,167	147.35	4,003,057.45	
MCDONALD'S CORP	2,243	311.36	698,380.48	
TRIP.COM GROUP LTD-ADR	35,020	55.19	1,932,753.80	
ALPHABET INC-CL A	54,922	341.68	18,765,748.96	
ALPHABET INC-CL C	35,101	339.40	11,913,279.40	
BAIDU INC - SPON ADR	10,337	126.13	1,303,805.81	
ELECTRONIC ARTS INC	1,158	203.83	236,035.14	
FOX CORP - CLASS B	7,578	58.53	443,540.34	

LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	12,882	90.48	1,165,563.36	
META PLATFORMS INC-CLASS A	24,644	688.55	16,968,626.20	
NETFLIX INC	6,525	97.31	634,947.75	
PINTEREST INC- CLASS A	5,516	20.12	110,981.92	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	8,417	536.61	4,516,646.37	
TKO GROUP HOLDINGS INC	9,200	186.31	1,714,052.00	
WALT DISNEY CO/THE	12,241	106.29	1,301,095.89	
AMAZON.COM INC	59,465	250.56	14,899,550.40	
AUTOZONE INC	1,488	3,572.38	5,315,701.44	
BEST BUY CO INC	4,019	65.73	264,168.87	
COUPANG INC	104,069	21.55	2,242,686.95	
HOME DEPOT INC	1,995	349.40	697,053.00	
LKQ CORP	60,026	31.12	1,868,009.12	
MERCADOLIBRE INC	2,014	1,855.83	3,737,641.62	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	9,095	93.71	852,292.45	
PDD HOLDINGS INC	10,058	104.79	1,053,977.82	
ROSS STORES INC	1,175	227.82	267,688.50	
TJX COMPANIES INC	32,679	160.68	5,250,861.72	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,090	45.01	49,060.90	
ULTA BEAUTY INC	2,236	553.36	1,237,312.96	
WILLIAMS-SONOMA INC	2,138	198.69	424,799.22	
COSTCO WHOLESALE CORP	3,089	999.89	3,088,660.21	
DOLLAR GENERAL CORP	21,391	126.68	2,709,811.88	
KROGER CO	10,057	68.19	685,786.83	
TARGET CORP	1,952	127.84	249,543.68	
WALMART INC	10,202	127.50	1,300,755.00	
ALTRIA GROUP INC	19,168	64.17	1,230,010.56	
COCA-COLA CO/THE	8,732	75.74	661,361.68	
HERSHEY CO/THE	1,797	192.63	346,156.11	
HORMEL FOODS CORP	4,217	21.19	89,358.23	
MONSTER BEVERAGE CORP	22,349	76.72	1,714,615.28	
PEPSICO INC	30,575	157.67	4,820,760.25	
TYSON FOODS INC-CL A	40,641	64.82	2,634,349.62	
CHURCH & DWIGHT CO INC	2,598	96.88	251,694.24	
COLGATE-PALMOLIVE CO	10,308	85.81	884,529.48	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	20,457	146.93	3,005,747.01	
ABBOTT LABORATORIES	9,643	96.81	933,538.83	
BAXTER INTERNATIONAL INC	168,942	18.71	3,160,904.82	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	25,090	64.23	1,611,530.70	
CARDINAL HEALTH INC	7,361	213.99	1,575,180.39	
CENCORA INC	2,321	327.56	760,266.76	
CVS HEALTH CORP	39,493	77.30	3,052,808.90	
DEXCOM INC	4,831	63.98	309,087.38	

EDWARDS LIFESCIENCES CORP	4,925	80.99	398,875.75	
ELEVANCE HEALTH INC	6,456	323.05	2,085,610.80	
HCA HEALTHCARE INC	8,551	488.00	4,172,888.00	
HUMANA INC	13,214	205.14	2,710,719.96	
INSULET CORP	2,057	203.73	419,072.61	
INTUITIVE SURGICAL INC	264	469.21	123,871.44	
MCKESSON CORP	1,489	866.38	1,290,039.82	
MEDTRONIC PLC	5,969	86.19	514,468.11	
RESMED INC	1,339	228.12	305,452.68	
STERIS PLC	1,093	225.79	246,788.47	
THE CIGNA GROUP	13,002	278.64	3,622,877.28	
UNITEDHEALTH GROUP INC	11,441	324.63	3,714,091.83	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	9,358	182.41	1,706,992.78	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,302	167.95	218,670.90	
ABBVIE INC	13,962	208.38	2,909,401.56	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	3,446	121.87	419,964.02	
ASTRAZENECA PLC	7,975	204.80	1,633,280.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	4,913	54.64	268,446.32	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	77,392	60.17	4,656,676.64	
ELI LILLY & CO	1,928	927.03	1,787,313.84	
GILEAD SCIENCES INC	12,286	137.64	1,691,045.04	
ILLUMINA INC	1,921	134.50	258,374.50	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	714	203.42	145,241.88	
JOHNSON & JOHNSON	23,594	234.18	5,525,242.92	
MEDPACE HOLDINGS INC	183	520.60	95,269.80	
MERCK & CO. INC.	12,258	119.07	1,459,560.06	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,592	1,340.58	2,134,203.36	
REGENERON PHARMACEUTICALS	1,729	750.57	1,297,735.53	
UNITED THERAPEUTICS CORP	902	588.38	530,718.76	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	1,653	441.20	729,303.60	
WATERS CORP	642	327.77	210,428.34	
ZOETIS INC	3,525	122.38	431,389.50	
BANK OF AMERICA CORP	67,869	53.91	3,658,817.79	
CITIGROUP INC	22,430	132.18	2,964,797.40	
HDFC BANK LTD-ADR	61,156	27.51	1,682,401.56	
ICICI BANK LTD-SPON ADR	87,127	28.80	2,509,257.60	
JPMORGAN CHASE & CO	11,313	310.29	3,510,310.77	
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	122,940	15.34	1,885,899.60	
WELLS FARGO & CO	18,594	81.41	1,513,737.54	
AMERICAN EXPRESS CO	328	331.69	108,794.32	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,319	456.20	601,727.80	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	1,810	124.62	225,562.20	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	1,118	135.10	151,041.80	

BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,476	474.58	700,480.08	
BLACKROCK INC	608	1,052.14	639,701.12	
BLACKSTONE INC	4,267	129.08	550,784.36	
BLOCK INC	26,490	71.26	1,887,677.40	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	11,110	206.47	2,293,881.70	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	2,911	299.94	873,125.34	
CME GROUP INC	21,889	287.65	6,296,370.85	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	97,814	26.75	2,616,524.50	
GLOBAL PAYMENTS INC	19,724	72.37	1,427,425.88	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	3,795	161.24	611,905.80	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	1,648	154.06	253,890.88	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	802	317.41	254,562.82	
MASTERCARD INC - A	22,207	521.30	11,576,509.10	
MOODY'S CORP	13,582	455.35	6,184,563.70	
MSCI INC	6,090	568.55	3,462,469.50	
NASDAQ INC	5,773	88.61	511,545.53	
NMI HOLDINGS INC	3,671	39.99	146,803.29	
SCHWAB (CHARLES) CORP	3,688	92.28	340,328.64	
VISA INC-CLASS A SHARES	14,886	317.02	4,719,159.72	
ALLSTATE CORP	1,995	216.16	431,239.20	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	504	131.46	66,255.84	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	1,743	78.68	137,139.24	
AON PLC-CLASS A	1,148	331.80	380,906.40	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	11,352	97.59	1,107,841.68	
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	1,161	102.04	118,468.44	
BROWN & BROWN INC	3,041	67.72	205,936.52	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,238	166.82	206,523.16	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	761	244.81	186,300.41	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	7,840	139.84	1,096,345.60	
MARSH & MCLENNAN COS	3,690	175.80	648,702.00	
METLIFE INC	23,435	78.08	1,829,804.80	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2,038	96.17	195,994.46	
PROGRESSIVE CORP	4,542	202.58	920,118.36	
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	295	211.07	62,265.65	
TRAVELERS COS INC/THE	1,756	300.81	528,222.36	
WR BERKLEY CORP	6,741	66.83	450,501.03	
ACCENTURE PLC-CL A	23,108	197.65	4,567,296.20	
ADOBE INC	6,810	244.45	1,664,704.50	
AMDOCS LTD	41,720	67.63	2,821,523.60	
ATLASSIAN CORP-CL A	1,086	66.94	72,696.84	
AUTODESK INC	6,711	242.02	1,624,196.22	
CADENCE DESIGN SYS INC	3,422	311.03	1,064,344.66	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	55,615	61.30	3,409,199.50	

CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	2,957	423.95	1,253,620.15	
DOCUSIGN INC	2,534	45.74	115,905.16	
DYNATRACE INC	1,656	35.60	58,953.60	
FORTINET INC	4,089	81.84	334,643.76	
GODADDY INC - CLASS A	6,331	85.72	542,693.32	
HUBSPOT INC	1,444	222.49	321,275.56	
INTUIT INC	936	393.25	368,082.00	
MICROSOFT CORP	46,977	422.79	19,861,405.83	
ORACLE CORP	693	175.06	121,316.58	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	3,475	146.39	508,705.25	
PALO ALTO NETWORKS INC	906	167.85	152,072.10	
SALESFORCE INC	11,830	182.14	2,154,716.20	
SERVICENOW INC	18,164	96.66	1,755,732.24	
SHOPIFY INC - CLASS A	9,700	131.15	1,272,155.00	
SYNOPSYS INC	721	449.58	324,147.18	
VERISIGN INC	4,194	274.05	1,149,365.70	
WORKDAY INC-CLASS A	1,793	123.83	222,027.19	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	1,239	88.02	109,056.78	
AMPHENOL CORP-CL A	5,808	151.06	877,356.48	
APPLE INC	49,937	270.23	13,494,475.51	
ARISTA NETWORKS INC	11,991	164.23	1,969,281.93	
AVNET INC	19,283	73.85	1,424,049.55	
CISCO SYSTEMS INC	39,580	86.25	3,413,775.00	
CORNING INC	6,265	164.38	1,029,840.70	
F5 INC	700	310.87	217,609.00	
HP INC	7,722	19.88	153,513.36	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	3,507	334.34	1,172,530.38	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,365	441.96	603,275.40	
NETAPP INC	3,499	104.53	365,750.47	
SANDISK CORP	190	920.99	174,988.10	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	8,817	547.75	4,829,511.75	
TE CONNECTIVITY PLC	8,360	246.14	2,057,730.40	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	421	234.43	98,695.03	
AT&T INC	30,866	26.51	818,257.66	
IRIDIUM COMMUNICATIONS INC	6,689	41.85	279,934.65	
T-MOBILE US INC	5,445	197.67	1,076,313.15	
EXELON CORP	12,272	47.02	577,029.44	
NRG ENERGY INC	1,710	167.73	286,818.30	
P G & E CORP	56,488	17.26	974,982.88	
VISTRA CORP	339	163.46	55,412.94	
ADVANCED MICRO DEVICES	2,489	278.39	692,912.71	
ANALOG DEVICES INC	2,584	371.45	959,826.80	
APPLIED MATERIALS INC	9,842	396.94	3,906,683.48	

	BROADCOM INC	12,429	406.54	5,052,885.66	
	KLA CORP	218	1,791.44	390,533.92	
	LAM RESEARCH CORP	7,069	267.60	1,891,664.40	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	1,375	139.69	192,073.75	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,667	78.76	131,292.92	
	MICRON TECHNOLOGY INC	4,511	455.07	2,052,820.77	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	440	1,468.35	646,074.00	
	NVIDIA CORP	69,392	201.68	13,994,978.56	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	1,112	216.03	240,225.36	
	ON SEMICONDUCTOR	2,689	83.01	223,213.89	
	QUALCOMM INC	12,177	136.20	1,658,507.40	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	45,966	58.99	2,711,534.34	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	55,203	370.50	20,452,711.50	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	2,278	229.82	523,529.96	
	CBRE GROUP INC - A	789	151.51	119,541.39	
米ドル 計		3,848,655		485,178,069.98 (77,148,164,907)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	10,875	24.83	270,026.25	
	IMPERIAL OIL LTD	1,247	167.04	208,298.88	
	TOURMALINE OIL CORP	925	59.79	55,305.75	
	BARRICK MINING CORP	12,151	59.35	721,161.85	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	2,087	87.45	182,508.15	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	2,217	80.95	179,466.15	
	STANTEC INC	1,686	125.05	210,834.30	
	WSP GLOBAL INC	668	228.93	152,925.24	
	THOMSON REUTERS CORP	737	127.45	93,930.65	
	AIR CANADA	12,195	18.96	231,217.20	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	3,221	151.16	486,886.36	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	44,918	83.03	3,729,541.54	
	DOLLARAMA INC	9,327	176.51	1,646,308.77	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	5,335	78.73	420,024.55	
	WESTON (GEORGE) LTD	3,060	96.25	294,525.00	
	IA FINANCIAL CORP INC	1,205	172.58	207,958.90	
	INTACT FINANCIAL CORP	2,725	262.16	714,386.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	15,156	53.20	806,299.20	
カナダドル 計		129,735		10,611,604.74 (1,232,113,426)	
ブラジルレアル	AMBEV SA	490,688	15.33	7,522,247.04	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	60,488	19.43	1,175,281.84	
ブラジルレアル 計		551,176		8,697,528.88 (277,753,845)	
ユーロ	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	1,110	194.50	215,895.00	
	REPSOL SA	6,186	19.72	121,987.92	

SHELL PLC	53,284	36.72	1,956,588.48	
TOTALENERGIES SE	5,840	73.07	426,728.80	
ARCELORMITTAL	20,853	53.44	1,114,384.32	
BASF SE	57,192	52.77	3,018,021.84	
AIRBUS SE	7,096	179.48	1,273,590.08	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	63,940	43.76	2,798,014.40	
LEGRAND SA	4,140	151.15	625,761.00	
NEXANS SA	796	139.00	110,644.00	
REXEL SA	61,204	38.48	2,355,129.92	
SAFRAN SA	727	315.30	229,223.10	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	6,525	278.65	1,818,191.25	
SIEMENS AG-REG	5,467	247.65	1,353,902.55	
THALES SA	839	264.60	221,999.40	
WARTSILA OYJ ABP	3,017	37.10	111,930.70	
BUREAU VERITAS SA	4,122	29.29	120,733.38	
RANDSTAD NV	38,884	24.37	947,603.08	
WOLTERS KLUWER	1,164	71.34	83,039.76	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	3,946	52.66	207,796.36	
MICHELIN (CGDE)	72,055	32.42	2,336,023.10	
VALEO	10,026	11.61	116,451.99	
HERMES INTERNATIONAL	977	1,741.00	1,700,957.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	6,713	499.40	3,352,472.20	
MONCLER SPA	36,423	56.80	2,068,826.40	
ACCOR SA	9,318	46.43	432,634.74	
PUBLICIS GROUPE	5,761	80.24	462,262.64	
SCOUT24 SE	6,530	71.85	469,180.50	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	22,515	55.02	1,238,775.30	
DANONE	5,081	68.14	346,219.34	
HEINEKEN HOLDING NV	2,103	63.60	133,750.80	
HEINEKEN NV	21,221	68.64	1,456,609.44	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	1,208	66.84	80,742.72	
ESSILORLUXOTTICA	932	215.70	201,032.40	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	52,915	39.57	2,093,846.55	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	33,601	38.91	1,307,414.91	
SANOFI	45,313	82.02	3,716,572.26	
ABN AMRO BANK NV-CVA	6,391	30.52	195,053.32	
AIB GROUP PLC	28,579	9.85	281,617.46	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	86,608	17.04	1,476,233.36	
BNP PARIBAS	20,740	94.28	1,955,367.20	
CREDIT AGRICOLE SA	6,987	17.78	124,228.86	
ING GROEP NV	172,382	24.67	4,252,663.94	
SOCIETE GENERALE SA	7,766	74.66	579,809.56	
UNICREDIT SPA	3,679	71.81	264,188.99	

	ADYEN NV	579	984.90	570,257.10	
	AMUNDI SA	13,118	79.05	1,036,977.90	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	12,296	28.91	355,477.36	
	AEGON LTD	45,090	6.94	313,014.78	
	AGEAS	1,781	68.20	121,464.20	
	AXA SA	10,149	42.62	432,550.38	
	HANNOVER RUECK SE	455	275.60	125,398.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	2,233	564.80	1,261,198.40	
	NN GROUP NV	2,722	73.56	200,230.32	
	SAMPO OYJ-A SHS	23,835	9.32	222,237.54	
	NOKIA OYJ	402,710	8.64	3,481,830.66	
	ELISA OYJ	1,100	41.30	45,430.00	
	KONINKLIJKE KPN NV	159,957	4.57	732,283.14	
	ENEL SPA	243,376	9.72	2,367,318.35	
	ASM INTERNATIONAL NV	1,199	785.80	942,174.20	
	ASML HOLDING NV	8,738	1,244.00	10,870,072.00	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	3,290	48.90	160,881.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	2,586	62.50	161,625.00	
	VONOVIA SE	7,072	24.02	169,869.44	
ユーロ 計		1,954,442		73,324,390.09 (13,704,328,507)	
英ポンド	BAE SYSTEMS PLC	19,383	22.55	437,183.56	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	13,550	13.10	177,586.30	
	INTERTEK GROUP PLC	15,850	49.69	787,586.50	
	EASYJET PLC	17,125	3.94	67,489.62	
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	22,331	4.10	91,579.43	
	SAINSBURY (J) PLC	437,818	3.51	1,539,805.90	
	DIAGEO PLC	64,757	15.20	984,435.91	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	32,871	51.80	1,702,717.80	
	UNILEVER PLC	50,429	42.99	2,167,942.71	
	GSK PLC	25,108	21.44	538,315.52	
	BARCLAYS PLC	128,171	4.52	580,422.37	
	HSBC HOLDINGS PLC	280,809	13.65	3,833,604.46	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,516,449	1.05	1,594,091.18	
	NATWEST GROUP PLC	300,224	6.26	1,879,402.24	
	VODAFONE GROUP PLC	613,702	1.14	702,381.93	
	CENTRICA PLC	94,973	1.97	187,476.70	
	DRAX GROUP PLC	14,211	8.39	119,315.55	
英ポンド 計		3,647,761		17,391,337.68 (3,732,181,066)	
スイスフラン	HOLCIM LTD	2,901	74.04	214,790.04	
	ABB LTD-REG	11,202	75.48	845,526.96	
	ACCELLERON INDUSTRIES AG	1,621	84.20	136,488.20	

	GEBERIT AG-REG	2,655	560.40	1,487,862.00	
	SGS SA-REG	1,555	89.14	138,612.70	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	17,157	160.00	2,745,120.00	
	NESTLE SA-REG	48,701	79.02	3,848,353.02	
	SONOVA HOLDING AG-REG	616	191.50	117,964.00	
	GALDERMA GROUP AG	625	156.85	98,031.25	
	NOVARTIS AG-REG	15,238	118.82	1,810,579.16	
	ROCHE HOLDING AG	12,473	320.00	3,991,360.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	23,486	63.02	1,480,087.72	
	UBS GROUP AG-REG	53,927	34.45	1,857,785.15	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	746	559.80	417,610.80	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	336	78.84	26,490.24	
スイスフラン 計		193,239		19,216,661.24 (3,904,441,230)	
スウェーデンクローネ	BOLIDEN AB	2,711	561.20	1,521,413.20	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	5,966	168.15	1,003,182.90	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	4,777	252.80	1,207,625.60	
スウェーデンクローネ 計		13,454		3,732,221.70 (64,679,402)	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	18,333	328.70	6,026,057.10	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	5,541	372.50	2,064,022.50	
	ORKLA ASA	5,435	120.20	653,287.00	
	STOREBRAND ASA	7,155	174.20	1,246,401.00	
	TELENOR ASA	43,323	160.30	6,944,676.90	
ノルウェークローネ 計		79,787		16,934,444.50 (286,530,800)	
デンマーククローネ	DSV A/S	10,755	1,712.50	18,417,937.50	
	DEMANT A/S	4,019	222.60	894,629.40	
	GENMAB A/S	814	1,804.00	1,468,456.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	2,033	260.40	529,393.20	
	ZEALAND PHARMA A/S	1,357	329.30	446,860.10	
デンマーククローネ 計		18,978		21,757,276.20 (544,149,477)	
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	56,731	55.92	3,172,397.52	
	PERSEUS MINING LTD	27,611	5.61	154,897.71	
	REGIS RESOURCES LTD	41,579	7.55	313,921.45	
	SOUTH32 LTD	219,161	4.53	992,799.33	
	BRAMBLES LTD	47,358	22.39	1,060,345.62	
	TELSTRA GROUP LTD	126,748	5.33	675,566.84	
オーストラリアドル 計		519,188		6,369,928.47 (724,133,468)	
ニュージーランドドル	MERIDIAN ENERGY LTD	22,025	5.54	122,018.50	
		22,025		122,018.50	

ニュージーランドドル 計				(11,400,188)	
香港ドル	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	331,052	34.92	11,560,335.84	
	MEITUAN-B	129,098	86.50	11,166,977.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	82,600	46.46	3,837,596.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	7,900	510.50	4,032,950.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	55,200	136.40	7,529,280.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	113,000	43.86	4,956,180.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	5,700	408.60	2,329,020.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	146,000	12.46	1,819,160.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	26,000	63.20	1,643,200.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	930,500	12.54	11,668,470.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	25,500	46.84	1,194,420.00	
香港ドル 計		1,852,550		61,737,588.84 (1,253,890,429)	
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	94,600	11.27	1,066,142.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	78,800	4.09	322,292.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	7,953	57.25	455,309.25	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	27,100	37.40	1,013,540.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	65,300	4.81	314,093.00	
シンガポールドル 計		273,753		3,171,376.25 (396,326,889)	
インドネシアルピア	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO	2,501,500	3,430.00	8,580,145,000.00	
インドネシアルピア 計		2,501,500		8,580,145,000.00 (79,795,348)	
韓国ウォン	KAKAOBANK CORP	15,335	25,350.00	388,742,250.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	20,285	99,600.00	2,020,386,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	59,011	216,000.00	12,746,376,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	14,085	146,600.00	2,064,861,000.00	
	SK HYNIX INC	4,518	1,128,000.00	5,096,304,000.00	
韓国ウォン 計		113,234		22,316,669,250.00 (2,404,621,111)	
新台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	153,293	2,030.00	311,184,790.00	
新台湾ドル 計		153,293		311,184,790.00 (1,565,912,981)	
イスラエルシェケル	ELBIT SYSTEMS LTD	927	2,632.00	2,439,864.00	
	BANK HAPOALIM BM	38,742	80.02	3,100,134.84	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	27,423	76.00	2,084,148.00	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	7,242	179.30	1,298,490.60	
イスラエルシェケル 計		74,334		8,922,637.44 (474,703,941)	
合計		15,947,104		107,805,127,015 (107,805,127,015)	

②株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC	68.00	0.00	
	カナダドル 計		68.00	0.00 (0)	
新株予約権証券合計				0.00 (0)	
投資証券	米ドル	AMERICAN TOWER CORP	3,986	726,886.96	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,772	115,888.80	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	7,303	154,239.36	
		VICI PROPERTIES INC	11,879	344,609.79	
		WELLTOWER INC	3,814	802,923.28	
	米ドル 計		28,754	2,144,548.19 (341,004,607)	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	5,574	211,087.38	
	カナダドル 計		5,574	211,087.38 (24,509,355)	
投資証券合計				365,513,962 (365,513,962)	
合計				365,513,962 (365,513,962)	

有価証券明細表注記
1.通貨種類毎の小計欄の(　)内は邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の(　)内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	298銘柄	99.6%	-	71.2%
	投資証券	5銘柄	-	0.4%	0.3%
カナダドル	株式	18銘柄	98.0%	-	1.1%
	新株予約権証券	1銘柄	-	0.0%	0.0%
	投資証券	1銘柄	-	2.0%	0.0%
ブラジルレアル	株式	2銘柄	100.0%	-	0.3%
ユーロ	株式	64銘柄	100.0%	-	12.7%
英ポンド	株式	17銘柄	100.0%	-	3.5%
スイスフラン	株式	15銘柄	100.0%	-	3.6%
スウェーデンクローネ	株式	3銘柄	100.0%	-	0.1%
ノルウェークローネ	株式	5銘柄	100.0%	-	0.3%
デンマーククローネ	株式	5銘柄	100.0%	-	0.5%
オーストラリアドル	株式	6銘柄	100.0%	-	0.7%
ニュージーランドドル	株式	1銘柄	100.0%	-	0.0%
香港ドル	株式	11銘柄	100.0%	-	1.2%
シンガポールドル	株式	5銘柄	100.0%	-	0.4%
インドネシアルピア	株式	1銘柄	100.0%	-	0.1%
韓国ウォン	株式	5銘柄	100.0%	-	2.2%
新台湾ドル	株式	1銘柄	100.0%	-	1.4%

イスラエルシェケル	株式	4銘柄	100.0%	-	0.4%

4.通貨の表示
　邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5.投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2026年 4月30日現在です。

【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	83,577,561,259円
Ⅱ　負債総額	100,021,968円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	83,477,539,291円
Ⅳ　発行済口数	10,495,639,470口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.9535円

（参考）

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	113,888,722,919円
Ⅱ　負債総額	793,567,229円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	113,095,155,690円
Ⅳ　発行済口数	10,747,850,478口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	10.5226円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】
（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。
（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2026年4月末現在）

資本金の額	490百万円
委託会社が発行する株式総数	40,000株
発行済株式総数	34,090株
過去５年間における主な資本金の増減	該当事項はありません。

（２）会社の機構（2026年4月末現在）

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼ＣＥＯ、運用担当執行役員兼インベストメントストラテジストおよびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2026年4月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	30本	225,640,841,253円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	30本	225,640,841,253円

３【委託会社等の経理状況】

1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(自2025年1月1日　至2025年12月31日)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第27期	第28期

		（2024年12月31日現在）	（2025年12月31日現在）
資産の部			
流動資産			
預金		2,547,397	2,296,147
前払費用		31,232	29,788
未収委託者報酬		414,269	438,407
未収運用受託報酬		1,743,217	2,012,776
未収投資助言報酬		219,532	138,331
短期貸付金		-	1,500,000
その他流動資産		136,037	160,446
流動資産合計		5,091,688	6,575,897
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備		109,601	89,241
器具備品		39,520	32,658
有形固定資産合計	※1	149,122	121,900
無形固定資産			
ソフトウェア		90	45
無形固定資産合計		90	45
投資その他の資産			
長期差入保証金		122,091	120,531
繰延税金資産		82,701	110,500
投資その他の資産合計		204,792	231,031
固定資産合計		354,005	352,976
資産合計		5,445,693	6,928,874

（単位：千円）

	第27期 （2024年12月31日現在）	第28期 （2025年12月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	32,434	35,022
未払金		
未払手数料	95,107	110,257
未払委託調査費	1,051,341	1,382,167
未払委託計算費	7,473	7,829
その他未払金	463,948	326,191
未払金合計	1,617,871	1,826,446
未払費用	168,131	30,185
未払消費税等	520,812	339,081
未払法人税等	121,314	693,923
前受金	58,269	48,855
賞与引当金	355,549	400,915
流動負債合計	2,874,383	3,374,430
固定負債		
資産除去債務	58,005	61,629
長期未払金	857,998	775,836
長期未払費用	21,653	26,864
固定負債合計	937,657	864,330
負債合計	3,812,040	4,238,760
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685

利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,021,152	2,077,613
利益剰余金合計	1,129,966	2,186,427
株主資本合計	1,633,652	2,690,113
純資産合計	1,633,652	2,690,113
負債純資産合計	5,445,693	6,928,874

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第27期 （自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日）	第28期 （自　2025年 1月 1日 至　2025年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,662,357	1,696,070
運用受託報酬	11,925,306	13,210,558
投資助言報酬	560,827	450,678
その他収益	628,379	730,438
営業収益合計	14,776,871	16,087,745
営業費用		
支払手数料	376,633	421,555
広告宣伝費	3,870	240
調査費		
委託調査費	10,470,612	10,570,256
図書費	1,780	863
調査費合計	10,472,393	10,571,119
委託計算費	81,068	84,257
業務委託費	425,552	418,406
営業雑経費		
通信費	6,768	5,343
印刷費	7,456	4,824
協会費	11,062	11,963
営業雑経費合計	25,288	22,131
営業費用合計	11,384,806	11,517,710
一般管理費		
給料		
役員報酬	48,952	45,967
給料・手当	1,176,304	1,017,582
賞与	15,042	13,038
賞与引当金繰入額	355,549	400,915
給料合計	1,595,849	1,477,504
福利厚生費	168,170	157,490
交際費	8,208	10,142
寄付金	396	390
旅費交通費	22,976	25,482
租税公課	33,675	50,802
不動産賃借料	133,821	143,616
退職給付費用	193,579	172,093
消耗器具備品費	556,883	451,915
修繕費	6,328	11,610
水道光熱費	5,850	5,397
会議費用	1,764	2,415
固定資産減価償却費	29,496	29,543
諸経費	158,232	123,751
一般管理費合計	2,915,234	2,662,157
営業利益又は営業損失（△）	476,830	1,907,877
営業外収益		
受取利息	205	12,820

為替差益	-	50,265
その他営業外収益	2,905	2,679
営業外収益合計	3,110	65,766
営業外費用		
為替差損	128,232	-
営業外費用合計	128,232	-
経常利益又は経常損失（△）	351,708	1,973,644
特別損失		
割増退職金	138,553	25,418
特別損失合計	138,553	25,418
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	213,154	1,948,225
法人税、住民税及び事業税	129,378	719,563
法人税等調整額	△ 44,678	△ 27,799
法人税等合計	84,700	691,763
当期純利益又は当期純損失（△）	128,454	1,256,461

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位:千円）

第27期
（自　2024年 1月 1日
至　2024年12月31日）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	128,454	128,454	128,454	128,454
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	128,454	128,454	128,454	128,454
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	1,021,152	1,129,966	1,633,652	1,633,652

（単位:千円）

第28期
（自　2025年 1月 1日
至　2025年12月31日）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	1,021,152	1,129,966	1,633,652	1,633,652
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 200,000	△ 200,000	△ 200,000	△ 200,000
当期純利益又は当期純損失（△）	-	-	-	-	-	1,256,461	1,256,461	1,256,461	1,256,461
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,056,461	1,056,461	1,056,461	1,056,461
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	2,077,613	2,186,427	2,690,113	2,690,113

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。

2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから（1）委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに（4）その他収益を稼得しております。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があり、成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。 (4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
5．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（重要な会計上の見積り）

第27期 2024年12月31日現在	第28期 2025年12月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要
企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日
2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第27期 2024年12月31日現在	第28期 2025年12月31日現在
*1　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　99,246千円 器具備品　60,102千円	*1　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　120,778千円 器具備品　68,068千円

（損益計算書関係）

第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	第28期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第27期
自 2024年 1月 1日
至 2024年12月31日

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

2．配当に関する事項
(1)配当金支払額
該当事項はありません。

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第28期
自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090

2．配当に関する事項
(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日株主総会	普通株式	200,000千円	5,866.82円	2024年12月31日	2025年6月26日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
同左

（リース取引関係）

第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	第28期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第27期 2024年12月31日現在	第28期 2025年12月31日現在

1.金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。 (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬、短期貸付金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	
2.金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。	2.金融商品の時価等に関する事項 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、未払金及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2024年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。	3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2025年12月31日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第27期 2024年12月31日現在	第28期 2025年12月31日現在
1.その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。 2.当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	1.その他有価証券で時価のあるもの 同左 2.当期中に売却したその他有価証券 同左

（デリバティブ取引関係）

第27期 2024年12月31日現在	第28期 2025年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第27期 2024年12月31日現在	第28期 2025年12月31日現在
1．採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1．採用している退職給付制度の概要 同左
2．退職一時金制度　（単位：千円） (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高　1,013,800 退職給付費用　118,256 退職給付の支払額等　△ 274,058 長期未払金の当期末残高　857,998	2．退職一時金制度　（単位：千円） (1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表 長期未払金の当期首残高　857,998 退職給付費用　114,233 退職給付の支払額等　△ 196,395 長期未払金の当期末残高　775,836
(2)退職給付費用　（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用　118,256	(2)退職給付費用　（単位：千円） 簡便法で計算した退職給付費用　114,233
3．確定拠出制度　（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額　44,660	3．確定拠出制度　（単位：千円） 確定拠出制度への要拠出額　41,415

（ストック・オプション等関係）

第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	第28期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第27期 2024年12月31日現在	第28期 2025年12月31日現在
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 -	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 -
未払費用 355,735	未払費用 430,164
賞与引当金 108,869	賞与引当金 122,760
資産除去債務 12,078	資産除去債務 14,259
長期未払金 262,719	長期未払金 237,561
長期未払費用 6,630	長期未払費用 8,225
その他 16,508	その他 65,919
繰延税金資産小計 762,540	繰延税金資産小計 878,890
評価性引当額 △ 679,839	評価性引当額 △ 768,389
繰延税金資産合計 82,701	繰延税金資産合計 110,500
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.74% 住民税均等割 0.07% 評価性引当額の増減 1.54% その他 △ 4.31% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.66%	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.51% 住民税均等割 0.01% 評価性引当額の増減 4.43% その他 △ 0.93% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.64%
3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。	3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 同左

（資産除去債務関係）

第27期 2024年12月31日現在	第28期 2025年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1．当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3．当該資産除去債務の総額の増減 （単位：千円）	3．当該資産除去債務の総額の増減 （単位：千円）
当期首残高 49,821	当期首残高 58,005
時の経過による調整額 1,911	時の経過による調整額 2,452
見積りの変更による増加額 6,272	見積りの変更による増加額 1,171
当期末残高 58,005	当期末残高 61,629

当事業年度において当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額として6,272千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。	当事業年度において当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額として1,171千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

（収益認識関係）

第27期
自 2024年 1月 1日
至 2024年12月31日

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,662,357	11,914,670	560,827	628,379	14,766,235
成功報酬	-	10,636	-	-	10,636
合計	1,662,357	11,925,306	560,827	628,379	14,776,871

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第28期
自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,696,070	12,395,334	450,678	730,438	15,272,521
成功報酬	-	815,223	-	-	815,223
合計	1,696,070	13,210,558	450,678	730,438	16,087,745

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第27期
自 2024年 1月 1日
至 2024年12月31日

1．セグメント情報
当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2．関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,662,357	11,925,306	560,827	628,379	14,776,871

(2)地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	10,588,938	投資一任業・投資助言業

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

第28期
自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

1．セグメント情報
当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2．関連情報
(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,696,070	13,210,558	450,678	730,438	16,087,745

(2)地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	11,646,797	投資一任業・投資助言業

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第27期 （自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1．関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国，ワシントン州シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	918,690	未払金	229,370
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国，ワシントン州シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,326,042	未払金	109,749

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
(2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

第28期　（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1．関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国，ワシントン州シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	761,164	未払金	115,206
							資金の貸付	利息の受取	10,354	短期貸付金	1,500,000
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国，ワシントン州シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,284,067	未払金	101,305

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注)Russell Investments Implementation Services, LLCと、直接、資金決済を行っております。
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）
Russell Investments Group, Ltd.（非上場）
TA Associates Management, L.P.（非上場）
(2) 重要な関連会社
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日		第28期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日	
1株当たり純資産額	47,921.74円	1株当たり純資産額	78,912.11円
1株当たり当期純利益	3,768.10円	1株当たり当期純利益	36,857.18円
損益計算書上の当期純利益	128,454千円	損益計算書上の当期純利益	1,256,461千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	128,454千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	1,256,461千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第27期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日	第28期 自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2025年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞
名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2025年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2025年3月末現在）	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円	

（３）外部委託先運用会社

名　　称	資本金の額	事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

＜参考：投資助言会社＞
以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

パインストーン・アセット・マネジメント・インク
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
サンダース・キャピタル・エル・エル・シー
プジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
（２）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
（３）外部委託先運用会社
委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。
＜参考：投資助言会社＞
外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。
（２）販売会社
該当事項はありません。
（３）外部委託先運用会社
Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 7月18日	有価証券届出書
2025年 7月18日	有価証券報告書
2026年 1月16日	有価証券届出書
2026年 1月16日	半期報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年3月18日

ラッセル・インベストメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久 保 直 毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年6月26日

ラッセル・インベストメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　直　毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）の2025年4月19日から2026年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（ＤＣ向け）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。